

関する説明を聴取いたしました。さらに翌三十一日及び四月二日の両日引き続きこれらの問題点につきさらに周到な検討を加えて参つたのであります。以下問題になりました諸点について簡単に御説明を申し上げます。

まず第一点は、給与体系に関するものであります。改正法案は職能給に偏重し、生活給的要求を軽視する傾きありとして、むしろ現行法に見られるような通し号俸制を踏襲し、かつ俸給の号俸金額が同じである者については昇給期間もまた同じくすべきであるという意見がありました。これに対し、改正法案は現行法とそれに基づく運用上の規制をそのまま合理的に拡大したものであつて、精密なる職能給でもなく、生活給的要求を退けたものでもない。従つてそのような通し号俸制の採用は、現在の給与秩序を根本的にくつがえす結果になるから賛成いたしかねるといふ反対意見がありました。

第二点は、俸給表の種類についてであります。現在中央官庁、地方官庁の別なく一般俸給表一本で運用を行なつておるにもかかわらず、ことさらに行政職俸給表を二本立にし、あるいは技能労働職俸給表を二つに分解し、さらにそれを行政職と別立てにしておるとは、職員に身分上の差別感を与え、勤労能率にも影響するおそれもあるといふことについては、各委員の間に意見の一致を見る事ができました。

第三点は等級についてであります。すなわち、行政職その他一切の俸給表

を通し号俸制に切りかえることができないにしても、行政職の五等級、六等級、七等級は、むしろ一つの等級にくくるべきではないか、少くとも六等級、七等級は一つにすべきであるという意見がありました。これに対し、かかる意見は、職務の格づけの実情、他の俸給表との関連、三公社五現業及び民間における給与準則の現状等との比較において、現状より大きい飛躍となり、公務員以外の給与の実態に及ぼす影響が甚大であり、かつ実情に沿わないのではないかとこの反対意見が展開されました。

以上は、主として法律またはその付表改正に即した問題点であります。さらに給与法の運用面にお相当の問題点が伏在することが、審議の経過とともに明らかとなりました。

その第一は初任給についてであります。今回の改正案によりますと、初任給は他の公社、現業等比べて低過ぎるのではないかと、たとえば郵政現業の初任給については新高卒で六千四百円であるが、それを基準に適当な間差を置けば、短大卒は八千円、新大卒は九千八百円程度に引き上げるべきであるという意見がありました。これに対しましては、今回の給与改善は、いわゆるベース・アップ方式をとるものではないから、初任給の一斉改訂はベース・アップの印象を与え、今次の給与政策の根本と相いれないので、原則としては採択できないが、現行初任給基準の不合理な部分を手直しすることは

考慮すべきであるという点につき、意見の一致を見たのであります。

その他、運用面の問題点といつたしましては、第一に、科学研究所と大学の人事交流を円滑にし、かつ給与面から研究意欲の減殺にならないようにするために、研究職の格づけに適當なる措置を講ずべきであること、第二に、現在の頭打ち、またはワケ外号俸該当者を現状より不利にならないように格づけすること、第三に、主として下級者における高度の技能を持った者、あるいは高度の管理職能を持った者等を行政職俸給表の(イ)に格づけすること等であつたのであります。

これらに対しては、人事院においてその格づけ上適切な措置を講ぜられたいとの要請が各委員からなされ、人事院側よりも、その要請の線に沿つて適切な措置を講ずる旨の回答がございました。

また旅費法の運用についても、同様の要請が委員側よりなされ、政府側より、現行より不利となる面については適切な措置をとる旨の回答がなされました。

以上が問題になりました諸点並びに意見の要約でございますが、その結果、各委員の間に意見の一致を見た事項を申し上げますと、次の通りであります。

給与に関する小委員会決定事項
一、俸給表については、行政職と技能職をそれぞれ一本化し、技能職

俸給表を行政職俸給表(イ)とするにとし、その内容は別表のとおりとすること。

二、初任給については、新行政職俸給表(イ)及び(ロ)につき新中卒は二百円、新高卒は三百円をそれぞれ引上げ、他の俸給表については、これとの均衡上必要な引上げを行うこととし、その内容は別表のとおりとすること。

三、その他新給与法の運営については、本委員会における審議の経過にかんがみ、人事院は次のとおり措置せらるることと了解すること。

(イ) 一般係員で現在六級以上の者は、新行政職俸給表(イ)の七等級への格付を原則とする。

(ロ) 翻訳職、専門職等組織上の役職のない職員で現在十一級の者は、その職務内容に応じて新行政職俸給表(イ)の四等級へ格付ける。

(ハ) 研究職員で部長、課長、室長等の役職のない職員について、その研究業績、職務内容等に応じて研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付ける。

(ニ) 新行政職俸給表(ロ)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び特に規模の大きい官庁における配車係長その他技能関係の高度の

管理的業務に従事する者は、新行政職俸給表(ロ)を適用させる。

(ホ) 機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、新行政職俸給表(ロ)の三等級への格付を原則とする。

(ヘ) 前各号の外これらに準じて取扱うことを適當と認められるものについては、格付上十分考慮する。

四、改正旅費法中現行より不利となる部分であつて特に考慮を加える必要があるものについては、政府はその運用上十分考慮せらるること。

なお、別表は、速記録に掲載していただくことといたしと存じます。

こつう小委員会の決定事項を得たのでございまして、これを本委員会において御採択の上委員会の御決定にしたいと存じ、ここに御報告がたがたお願い申し上げる次第でございます。

○相川委員長 これにて給与に関する小委員長報告は終了しました。

ただいま報告のありました小委員会の決定事項その他に関する具体的取扱方法につきましては、理事会において協議することといたします。

次会は明後四日木曜日午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

[参照]

別表第一 行政職俸給表

(イ) 行政職俸給表 (一)

職務の等級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1	57,800	円	12	42,200	円	12	30,300	円	12	20,300	円	12	15,300	円	12	11,400	円	12	9,200	円	12	6,100	円	12
2	60,000		12	44,400		12	32,000		12	21,400		12	16,300		12	12,300		12	9,800		12	6,300		12
3	62,400		12	46,600		12	33,700		12	22,600		12	17,300		12	13,300		12	10,600		12	6,600		12
4	64,800		12	48,800		12	35,400		12	23,800		12	18,300		12	14,300		12	11,400		12	7,000		12
5	67,200		12	51,000		12	37,100		12	25,000		12	19,300		12	15,300		12	12,300		12	7,400		12
6	69,600		12	53,200		12	38,800		12	26,200		12	20,300		12	16,300		12	13,300		12	8,000		12
7	72,000		15	55,400		15	40,500		12	27,500		12	21,400		12	17,300		12	14,300		12	8,600		12
8			18	57,600		18	42,200		15	28,900		12	22,600		15	18,300		12	15,300		12	9,200		12
9			21	60,000		21	44,400		18	30,300		12	23,800		15	19,300		15	16,300		15	9,800		12
10			24	62,400		24	46,600		21	32,000		15	25,000		15	20,300		15	17,300		15	10,600		15
11				64,800			48,800		24	33,700		15	26,200		18	21,400		18	18,300		18	11,400		18
12							51,000			35,400		18	27,500		21	22,600		18	19,300		18	12,300		18
13										37,100		21	28,900		24	23,800		21	20,300		21	13,300		21
14										38,800		24	30,300			25,000		24	21,400		24	14,300		24
15										40,500						26,200			22,600			15,300		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(ロ) 行政職俸給表 (二)

職務の等級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1	16,300	円	9	11,500	円	9	9,200	円	9	6,200	円	9	5,300	円	6
2	16,900		9	12,100		9	9,700		9	6,500		9	5,400		6
3	17,500		9	12,700		9	10,300		9	6,800		9	5,500		6
4	18,100		9	13,300		9	10,900		9	7,100		9	5,600		6
5	18,700		9	13,900		9	11,500		9	7,400		9	5,700		6
6	19,300		9	14,500		9	12,100		9	7,800		9	5,800		6
7	19,900		9	15,100		9	12,700		9	8,200		9	5,900		6
8	20,500		9	15,700		9	13,300		9	8,700		9	6,000		6
9	21,100		9	16,300		9	13,900		12	9,200		9	6,200		9
10	21,700		9	16,900		9	14,500		12	9,700		12	6,500		9
11	22,300		12	17,500		9	15,100		12	10,300		12	6,800		9
12	22,900		12	18,100		9	15,700		12	10,900		12	7,100		9
13	23,500		12	18,700		12	16,300		12	11,500		12	7,400		12
14	24,100		12	19,300		12	16,900		12	12,100		12	7,800		12
15	24,700		12	19,900		12	17,500		15	12,700		15	8,200		12
16	25,300		12	20,500		12	18,100		15	13,300		15	8,700		12
17	25,900		15	21,100		12	18,700		15	13,900		15	9,200		12
18	26,500		15	21,700		12	19,300		15	14,500		15	9,700		15
19	27,100		15	22,300		15	19,900		15	15,100		18	10,300		15
20	27,700		15	22,900		15	20,500		15	15,700		18	10,900		15
21	28,300		15	23,500		15	21,100		15	16,300		18	11,500		18
22	28,900		15	24,100		15	21,700		18	16,900		18	12,100		18
23	29,500		15	24,700		15	22,300		18	17,500		18	12,700		18
24	30,100		18	25,300		18	22,900		18	18,100		18	13,300		18
25	30,700		18	25,900		18	23,500		18	18,700		18	13,900		18
26	31,300			26,500			24,100			19,300		18	14,500		18
27										19,900		18	15,100		18
28										20,500			15,700		18
29													16,300		18
30													16,900		18
31													17,500		18
32													18,100		18
33													18,700		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他これらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(ハ) 行政職俸給表(ハ)の代表官職例一覧表

機 関	等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
各 機 関		小型船舶船長	職 長	守 衛 長	小 使 長	給 仕
		機関長	車 庫 長	技 能 職 員(上級)	守 衛	昇 降 機 手
		特殊技能職員	各 主 任		技 能 職 員(初級)	小 使
			小型船舶各長			清 掃 婦(夫)
			特殊技能職員			技 能 職 員 (見習、補助)

(注) 技能職員には、仕上組立工、木工、印刷工、自動車運転手、電話交換手、タイピスト、統計機械操作員、小型船舶職員、調理士、理容士等を含む。

別表第二 初任給引上げに伴い俸給表中修正すべき部分

俸 給 表	等 級	俸 給 月 額		
		原 案	修 正 す べ き 部 分	差 額
行 政 職 俸 給 表 (ハ)	8	円 5,800	円 6,100	+
		6,000	6,300	+
		6,300	6,600	+
		6,800	7,000	+
行 政 職 俸 給 表 (ハ)	5	5,100	5,300	+
		5,200	5,400	+
		5,300	5,500	+
		5,400	5,600	+
		5,500	5,700	+
		5,600	5,800	+
		5,700	5,900	+
		5,800	6,000	+
	4	5,900	6,200	+
		6,200	6,500	+
		6,500	6,800	+
		6,800	7,100	+
		7,200	7,400	+
		7,700	7,800	+
	7	6,400	6,700	+
		7,700	7,200	+
		7,600	7,700	+
公 安 職 俸 給 表 (ハ)	7	7,100	7,300	+
		7,600	7,700	+
公 安 職 俸 給 表 (ハ)	8	5,600	5,900	+
		5,800	6,100	+
		6,000	6,300	+
		6,300	6,600	+
	7	6,800	7,000	+
		6,800	7,000	+

海 事 職 俸 給 表 (一)	4	5,600	5,900	+	300
		5,800	6,100	+	300
		6,100	6,400	+	300
		6,500	6,800	+	300
		7,000	7,200	+	200
教 育 職 俸 給 表 (一)	3	6,300	6,600	+	300
		6,800	7,000	+	200
教 育 職 俸 給 表 (二)	3	6,300	6,600	+	300
		6,800	7,000	+	200
研 究 職 俸 給 表	7	5,800	6,100	+	300
		6,000	6,300	+	300
		6,300	6,600	+	300
		6,800	7,000	+	200
医 療 職 俸 給 表 (一)	6	6,000	6,300	+	300
		6,300	6,600	+	300
		6,800	7,000	+	200
医 療 職 俸 給 表 (二)	4	6,700	6,900	+	200
		7,200	7,300	+	100
		7,700	7,800	+	100

昭和三十一年四月四日印刷

昭和三十一年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局